

平成27年第2回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成27年6月12日（金）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第41 議案第22号 工事請負契約の締結について
日程第42 議案第23号 工事請負契約の締結について
日程第43 議案第24号 工事請負契約の締結について
日程第44 議案第25号 工事請負契約の締結について
日程第45 議案第26号 工事請負契約の締結について
日程第46 議案第27号 財産の処分について
日程第47 意見案第1号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書
日程第48 意見案第2号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書
日程第49 意見案第3号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第50 意見案第4号 平成28年度地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第51 意見案第5号 北海道教育委員会「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
日程第52 意見案第6号 J A北海道厚生連遠軽厚生病院の堅持並びに医師確保に関する意見書
-

◎出席議員（17名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	6番	山田和夫君
	7番	黒坂貴行君	9番	岩澤武征君
	10番	阿部君枝君	11番	山谷敬二君
	12番	松田良一君	13番	竹中裕志君

《平成27年6月12日》

14番 秋元直樹君
16番 一宮龍彦君

15番 高橋義詔君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 委員長	新国純一君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	松橋行雄君	経済部長	鈴木光男君
経済部技監	中川原英明君	総務課長	舟木淳次君
情報管財課長	中村哲男君	企画課長	佐藤祐治君
企画課参事	斉藤隆雄君	財政課長	大堀聡君
農政林務課長	澤口浩幸君	建設課長	内野清一君
建設課参事	金沢一彦君	生田原総合支所長	平間敏春君
丸瀬布総合支所長	只野博之君	白滝総合支所長	荒井正教君
教育長	河原英男君	教育部長	寒河江陽一君
教育部総務課長	大貫雅英君	監査委員事務局長	伯谷和昭君
選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君	農業委員会事務局長	河本伸二君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	安江陽一郎君	事務局主幹	渡邊亮司君
庶務・議事担当係長	小玉美紀子君		

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は17人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、岩上議員、杉本議員を指名します。

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第41 議案第22号

○議長（前田篤秀君） 日程第41 議案第22号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第22号工事請負契約の締結について御説明をいたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成27・28年度ふくろ団地公営住宅建設工事（2号棟）（建築主体）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は4億4,128万8,000円であります。

契約の相手方は、渡辺・日新特定建設工事共同企業体。代表者、紋別郡遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組代表取締役渡辺博行。構成員、紋別郡遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社代表取締役遠藤利秀であります。

この工事につきましては、6月4日、株式会社管野組ほか6社により指名競争入札を行い、渡辺・日新特定建設工事共同企業体が4億4,128万8,000円で落札しております。

す。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表、41番に記載しておりますので、御参照願います。

渡辺・日新特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成28年10月31日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第22号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第22号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第42 議案第23号

○議長（前田篤秀君） 日程第42 議案第23号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第23号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成27・28年度ふくろ団地公営住宅建設工事（2号棟）（機械設備）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は7,333万2,000円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町南町4丁目1番地55、栄管工業有限会社代表取締役以西善一であります。

この工事につきましては、6月4日、有限会社ウエノほか6社により指名競争入札を行い、栄管工業有限会社が7,333万2,000円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表、42番に記載しておりますので、御参照願います。

《平成27年6月12日》

栄管工業有限会社とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成28年10月31日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第23号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第23号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第43 議案第24号

○議長（前田篤秀君） 日程第43 議案第24号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第24号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成27・28年度ふくろ団地公営住宅建設工事（2号棟）（電気設備）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は6,426万円であります。

契約の相手方は、工藤・北海特定建設工事共同企業体。代表者、紋別郡遠軽町西町2丁目10番地31、株式会社工藤電機代表取締役工藤英高。構成員、紋別郡遠軽町岩見通北1丁目1番地2、北海電建株式会社代表取締役福家貢であります。

この工事につきましては、6月4日、遠軽電機株式会社ほか4社により指名競争入札を行い、工藤・北海特定建設工事共同企業体が6,426万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表43番に記載しておりますので、御参照願います。

工藤・北海特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成28年10月31日の完成を予定しております。

《平成27年6月12日》

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第24号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第24号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第44 議案第25号

○議長（前田篤秀君） 日程第44 議案第25号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第25号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成27年度栄行団地公営住宅建設工事（4号棟）（建築主体）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は6,069万6,000円であります。

契約の相手方は、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設代表取締役後藤哲也であります。

この工事につきましては、6月4日、株式会社管野組ほか7社により指名競争入札を行い、株式会社三共後藤建設が6,069万6,000円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表、44番に記載しておりますので、御参照を願います。

株式会社三共後藤建設とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成27年11月10日の完成を予定しております。

なお、本議案の関連工事につきましても、同日、入札を執行しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第25号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第25号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第45 議案第26号

○議長(前田篤秀君) 日程第45 議案第26号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長(中村哲男君) 議案第26号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成27年度あけぼの団地公営住宅建設工事(4号棟)(建築主体)であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は5,918万4,000円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社代表取締役今野政男であります。

この工事につきましては、6月4日、株式会社管野組ほか7社により、指名競争入札を行い、大同産業開発株式会社が5,918万4,000円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表47番に記載しておりますので、御参照願います。

大同産業開発株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成27年11月10日の完成を予定しております。

なお、本議案の関連工事につきましても、同日、入札を執行しております。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、議案第26号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第26号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第46 議案第27号

○議長(前田篤秀君) 日程第46 議案第27号財産の処分についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤祐治君) 議案第27号財産の処分について御説明をいたします。

高規格道路旭川紋別自動車道の延伸工事に伴いまして、旭川紋別自動車道丸瀬布遠軽道路の用地として財産を処分するため、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

処分する財産ですが、一つ目が土地でございます。場所につきましては、財産に関する資料を添付させていただきましたので、ご覧いただきたいと思っております。

1 ページは位置図で、図面上ではロックバレースキー場の左側、丸瀬布寄りになります。

2 ページをご覧いただきたいと思っております。処分する財産の所在は、遠軽町野上、地番が150番1、地目が山林、地積が242万4,453平米のうちの太枠で囲みました灰色の部分の2か所になり、②と③とで表記をしております。面積につきましては、②で3万2,923.67平米、③では3万432.72平米の合計6万3,356.39平米が今回処分する財産となります。

次に、処分する財産の二つ目ですが、処分する2か所の土地でございます立木でございます。議案に戻っていただきまして、別紙、処分する財産をご覧いただきたいと思っております。

所在が同じく遠軽町野上150番1になります。種類につきましては、サクラ11本、カラマツ8本、トドマツ100本、アサダ217本、アズキナシ119本、イタヤ1,288本、ウルシ2本、エゾマツ1本、エンジュ48本、カタスギ46本、カツラ91本、キハダ5本、クルミ553本、クワ116本、コブシ115本、サクラ95本、サビタ14本、サワシバ55本、シナ1,287本、シュウリ74本、シラカバ86本、セン47本、タモ1本、タランボ21本、ドロ19本、ナナカマド56本、ナラ487本、ニガキ11本、ニレ991本、ニワトコ8本、ハクウンボク16本、ハシドイ49本、ハン80本、ホオ60本、ミズキ144本、ヤチダモ107本、ヤナギ92本、トドマツ990本

《平成27年6月12日》

の合計7,510本であります。

なお、サクラ、トドマツについての重複記載は、天然生林と人工林とを区別するものでありまして、表の一番上のサクラ11本、それから一番下にございますトドマツ990本は人工林でありまして、それ以外はすべて天然生林ということで御理解いただきたいと思っております。

次に、処分の方法といたしましては、相手方が国土交通省でありまして、随意契約といたしまして、処分予定価格といたしまして1,248万2,489円でございます。金額につきましては、網走開発建設部から提出がございました損失補償協議書の補償金額となっております。この処分に関します土地周辺の民地につきましては、既に入収が完了しておりまして、この決定をいただいた後、売買契約を結ぶこととなりますので、御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第27号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第27号財産の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

◎日程第47 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第47 意見案第1号地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） —登壇—

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

今国会において、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部

を改正する法律」が成立し、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされているところです。

一方、地方創生の観点から人口減少問題解決のため、全国の自治体では乳幼児医療費の助成制度の拡充など、平成26年度補正で創設された国の交付金を活用するなど、人口減少問題に取り組む自治体も報告されています。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療費の助成制度など、単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、次のとおり早急に見直しを行うよう、強く要請します。

1、人口減少問題に取り組む、いわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。

2、検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年6月12日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣です。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第48 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第48 意見案第2号認知症への取り組みの充実強化に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） ー登壇ー

《平成27年6月12日》

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認され、世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数が約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されています。

政府は本年1月、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととしたところです。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところです。

よって、政府においては、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望します。

1、認知症の方々の尊厳等が尊重される社会の構築を目指し、認知症へ理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなどの施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。

2、認知症に見られる不安など、心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を地域包括ケアシステムの中に組み入れること。

3、自治体などの取り組みについて、家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例を周知すること。

4、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランの効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月12日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

説明を終わりたいと思います。以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号認知症への取り組みの充実強化に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成27年6月12日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第49 意見案第3号

○議長(前田篤秀君) 日程第49 意見案第3号平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田議員。

○6番(山田和夫君) 一登壇一

私のほうから意見案第3号平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案について、一部読み上げながら、御提案をさせていただき、議員各位の御賛同を賜りたい、このように考えます。

地域最低賃金制度は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」と言われます人々の解消のためのセイフティネットの一つとして最も重要なものであるというふうに判断をしているところでございます。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」というふうに規定をしております。最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイムで働く労働者等にとって、労働条件決定にほとんど関与できない現状にあることも、また事実でございます。

平成22年におきましては、政府並びに労働団体、経済団体、こうした3団体の代表でつくり、政府が主導いたします「雇用戦略対話」におきまして、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年、2020年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をし、こうした合意が昨年度の北海道地方最低賃金審議会の答申書に初めて明記をされるなど、引き上げに向けた道筋をつける表記がなされました。

こうした状況を受けて、平成27年度に行われます北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会において、北海道最低賃金の今年度の改正に当たって、次の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

1、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保すると同時に、平成32年、2020年までに全国平均1,000円に到達することができるよう、平成26年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分に尊重する中で、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を引き上げていただくこと。

2、設定をいたします最低賃金につきましては、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給、時間給に合わせますと、平均916円というふうに言われておりますが、この

《平成27年6月12日》

金額を下回らないよう、適切な水準を確保していただくこと。

3、最低賃金引き上げと同時に、北海道内に多く存在いたします中小零細企業に対する政府の支援の充実と安定した経営を可能とするための政府の実効ある対策が施されますように、国に対して強く要請をすることを求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するところでございます。

提出先につきましては、北海道労働局局长並びに北海道地方最低賃金審議会会長であります。

議員各位の御賛同を賜りますよう、重ねてよろしくお願いを申し上げ、御提案にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第50 意見案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第50 意見案第4号平成28年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） ー登壇ー

平成28年度地方財政の充実・強化を求める意見書につきまして、一部を読み上げまして提案させていただきます。

平成28年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要です。

このため、政府に次の事項の実現について強く要望いたします。

1、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を

明確にすること。

2、子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。

3、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の平成28年度以降も継続すること。また、平成27年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定の在り方を検討すること。

4、法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。また、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

5、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと・創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

6、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月12日、北海道遠軽町議会。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣です。

以上、議員各位の御賛同を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第4号平成28年度地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

《平成27年6月12日》

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第51 意見案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第51 意見案第5号北海道教育委員会「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 一登壇一

北海道教育委員会「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について、一部を読み上げまして提案させていただきます。

北海道教育委員会は、「新たな高校教育に関する指針」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってまいりました。

しかし、この「新たな高校教育に関する指針」に基づく配置計画が進めば、高校進学率が98%を超える状況にありながら、北海道の高校の約43%がなくなることになります。これは、そのまま地方の切り捨て、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきであります。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」をつくり出していくことが必要であります。

以上の趣旨に基づき、次の事項について強く要望いたします。

1、道教委が平成18年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2、「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から、他町村の高校へ進学、通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月12日、北海道遠軽町議会。

《平成27年6月12日》

提出先は、北海道知事、北海道議会議長、北海道教育委員会教育長です。

議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第5号北海道教育委員会「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第52 意見案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第52 意見案第6号 J A北海道厚生連遠軽厚生病院の堅持並びに医師確保に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） ー登壇ー

J A北海道厚生連遠軽厚生病院の堅持並びに医師確保に関する意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

遠軽厚生病院は、「北海道医療計画」で定める遠紋地域二次医療圏域の地域センター病院として、夜間・休日を問わず24時間の診療体制を維持してきました。

しかしながら、当病院の医師体制は、新臨床研修医制度導入をきっかけに始まった地方における医師不足の影響を受け、平成22年以降、脳神経外科医の常勤医が不在となり、北見市内の病院へ脳疾患患者の救急搬送をしなければならない状況となりました。次いで、整形外科医師2名、泌尿器科医師1名の連続した医師の引き揚げは、遠紋二次医療圏の地域医療センターという広域での重要な役割をも脅かす要因となっており、地域医療の崩壊が懸念される所でした。

さらに本年度になり、産婦人科医師2名の引き揚げが予定されており、多くの母親を初めとした地域住民が不安を抱くこととなり、このような事態は、当地域の人口減少に拍車をかけ、地域振興に多大なる影響を及ぼす恐れが予想されます。

よって、国においては、当地域の住民が住み慣れたところで安心して暮らせるよう、地域医療体制の堅持のため、当病院の医師確保に対し、特段の支援・配慮をされるよう強く要望します。

《平成27年6月12日》

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月12日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣です。

議員各位の御賛同、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第6号JA北海道厚生連遠軽厚生病院の堅持並びに医師確保に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成27年第2回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 石 田 篤 秀

署 名 議 員 岩 上 孝 義

署 名 議 員 杉 本 信 一